

福岡県外来対応医療機関確保事業費補助金について（Q & A）

【共通項目】	
Q1	補助の対象期間は、令和6年3月31日までに実施する設備整備となっているが、納品が令和6年4月1日以降となる場合、申請はできないのか。
A1	<p><u>申請できません。</u></p> <p>当該補助金の補助対象期間は、令和5年10月1日～令和6年3月31日までです。導入予定の設備の納品が令和6年4月1日以降となることが予想される場合は、令和6年3月31日までに納品が完了する機種に変更するなど計画的な事業実施をお願いします。 なお、機種を変更する場合は、事前に事業第2班にご相談ください。（共通項目Q3参照）</p>
Q2	令和5年3月10日以降に診療・検査医療機関の指定を受け、令和5年3月中の整備に必要な経費について申請できないのか。
A2	<p><u>申請できません。</u></p> <p>令和5年4月1日以降の整備に必要な経費のみ対象となります。</p>
Q3	補助対象品目を保有しており、古くなっているため買い替えたいが、申請できるのか。
A3	買い替えのための申請はできません。
Q4	品薄等の理由により申請した内容と異なる商品を購入する場合、どのような手続きが必要か。
A4	<p>交付決定後に、申請していた商品を変更する場合は、補助金の変更交付申請が必要です。ただし、類似品への変更かつ各項目ごとの金額が交付決定額以内であれば手続きなく変更可能です。（変更した内容に、対象外物品が含まれている場合は、その部分の補助はできません。）</p> <p>変更が生じる場合は、変更交付申請が必要かどうか、購入前に事業第2班までご相談ください。（内容や相談時期等により変更交付申請を受付出来ない場合があります。）</p>
Q5	振込手数料は補助対象経費となるか。
A5	振込手数料は、補助の対象外です。
Q6	当該補助金で整備した設備等を、新型コロナウイルス感染症の疑い例の診療以外に使用するなど、整備した目的以外にも使用して良いか。
A6	<p><u>新型コロナウイルス感染症の疑い例の診療以外への使用は出来ません。</u></p> <p>もともと、通常の患者と兼用を想定している場合は、自己資金で整備を行ってください。 本補助金は、国（会計検査院）の会計検査の対象となります。その際、<u>過大な整備、または目的外で使用等が判断された場合は、補助金の返還を行っていただく必要があります</u>のでご注意ください。</p>

Q7	当該補助金による整備に係る契約書や請求書等の書類は、いつまで保存しておく必要があるのか。
A7	<p>当該補助金で購入した設備に関する書類（交付申請・実績報告に関する書類、契約書・領収書等の証拠書類など）は、その書類に関する帳簿を備え、証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度終了後、5年間（※）は保管していただく必要があります。</p> <p>また、当該補助金は、国費を活用した事業であり、国（会計検査院）の会計検査が行われた場合は、当該書類の検査等が行われますので、ご注意ください。</p> <p>※ただし、30万円を超える設備については、5年以上の保管が必要な場合があります。交付要綱第5条第7号を参照ください。</p>
Q8	当該補助金で整備した財産の処分等に制限はあるのか。
A8	<p>当該補助金で取得、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機器、器具及びその他の財産については、交付要綱第5条第4号のとおり厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供す、取壊し又は廃棄することはできません。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、承認を受けずに廃棄することが可能です。</p> <p>いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予想されている場合は、購入ではなく、リース（レンタル）での対応をご検討ください。</p>
Q9	Q8を踏まえた上で、本補助金で整備した設備を廃棄・転用・譲渡等により財産処分を希望する場合は、どのような手続きが必要となるのか。
A9	<p>処分を行う前に、事業第2班へご連絡をお願いします（手続きについてご案内します）。</p> <p>なお、厚生労働大臣が別に定める期間中において、本補助金の交付目的に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合は、財産処分に該当しないため、財産処分の事前承認は必要ございません（例：一時的に一般診療で使用する等）。</p> <p>ただし、本補助金で整備した設備を一般診療で使用しているため、本来の整備目的を達成できない場合（例：新型コロナウイルス感染症患者等に使用できない等）は、一時的な利用とはみなすことはできないため、ご注意ください。</p> <p>※財産処分においては、県だけでなく、国（厚生労働大臣）の事前承認を得る必要があることから、お時間を要することとなりますので、財産処分を行うまでに、十分な猶予（財産処分開始日の2カ月前程度）を設けたうえで、ご連絡をいただきますようお願いいたします。</p> <p>※なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。</p>
Q10	以前、外来対応医療機関（旧診療・検査医療機関）に指定されていたが、その後、指定を解除された場合、再度指定を受けて本補助金の申請をすることは可能か。
A10	令和5年3月10日以降に初めて外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）に指定された医療機関が対象となりますので、再度指定を受けた場合は申請できません。

Q11	当該補助金の交付決定後、令和5年度末まで外来対応医療機関としての対応が継続できなくなった場合はどうなるか。
A11	令和5年度まで外来対応医療機関としての対応が継続できない場合、交付の要件を満たさないこととなりますので、補助の対象外となります。 本事業の期間中であれば、0円で実績報告をしていただくこととなります。 また、既に事業が完了し、補助金を交付済みである場合には、額の再確定により交付額を0円とする必要があります。そのため、改めて実績額を0円とした報告書を提出の上、補助金の返還をしていただくこととなりますので、ご注意ください。
【看板の設置】	
Q1	患者案内のための看板とはどのようなものか。
A1	外来対応医療機関であることや動線等を記載したものが補助対象となります。
【ホームページ改修】	
Q1	補助対象となる改修とはどのようなものか。
A1	自院のホームページに外来対応医療機関であること明記するための改修が補助対象となります。
【換気設備設置のための軽微な改修等の修繕】	
Q1	換気設備設置のための軽微な改修とは、どの範囲まで補助対象となるのか。
A1	固定資産に計上するような資産価値の増加・耐用年数の延長につながる工事費等は対象外となります。
【医療機器(パルスオキシメーター等)】	
Q1	パルスオキシメーター以外ではどのような医療機器が対象となるか。
A1	外来対応医療機関を新設するために真に必要不可欠な医療機器であれば対象となります。
【その他知事が認める経費】	
Q1	その他知事が認める経費とはどのようなものが対象となるか。
A1	外来対応医療機関を新設するために真に必要不可欠な経費であれば対象となります。